

# 令和2年度 佐渡市文化関係大会等出場者激励金 募集要領

- ◆ 手続きの流れ ..... P1
- ◆ 制度の概要 ..... P2
  - 1 対象となる大会等
  - 2 激励金の額
  - 3 交付の対象となる者
  - 4 交付の対象となる者の要件
  - 5 交付申請時の提出資料
  - 6 激励金の交付の回数など
- ◆ 激励金の交付が決定した後のお願いと注意点 ..... P5

## ●申請期限

大会等の開催日の15日前まで

申請書類は本市ホームページからダウンロードできます。

予算額に達した時点で、募集を締め切らせていただきます。

この場合、締め切った旨を本市ホームページにてお知らせします。

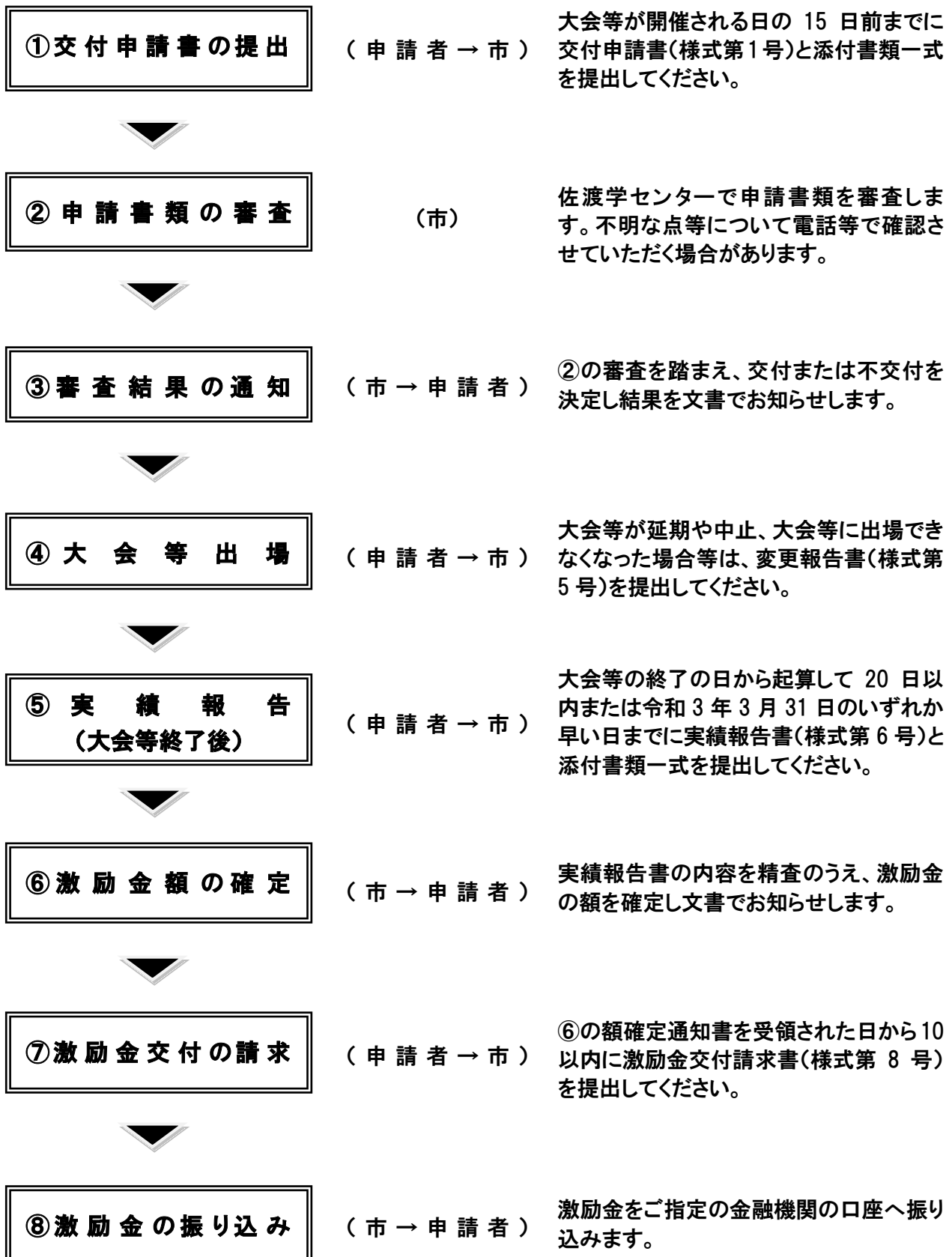
## ●申請窓口・問合せ先

佐渡市教育委員会 社会教育課 佐渡学センター

〒952-1311 佐渡市八幡 2041 番地 佐渡博物館内

電話 0259-52-2447 e-mail sg-center@city.sado.niigata.jp

## 手 続 き の 流 れ



# 制 度 の 概 要

文化の分野における国際大会や全国大会、その他これらの大会に準ずるもの(以下「大会等」という。)への積極的な参加を促し、市民の文化活動の振興に寄与するため、大会等に出場する団体または個人に対し、予算の範囲内において激励金を交付します。

## 1 対象となる大会等

- 国内の選考会または予選会の代表として出場する国際大会
- 国民文化祭
- 全国高等学校総合文化祭
- 国、都道府県その他これらに準ずる機関(政治団体、宗教団体、流派団体等を除く。)または新聞社が主催する全国規模以上の大会、公演またはコンクールのうち、県大会、地方大会の選考会または予選を経て出場する大会

### <対象とならない大会等>

- 開催地が市内であるとき。
- 交流、親睦、営利を主な目的としているとき。
- 美術展、写真展、書道展その他の作品展への出展、文芸作品等の応募その他対象者が大会等の開催地に行くことなく出場できるとき。
- 応募者の全ての者が出場できるとき。
- 市から他の補助金等の交付を受け大会等に出場するとき。

## 2 激励金の額

区 分	金 額
高 校 生 以 下	1人につき1万円 (新潟県内で開催される大会等は1人につき5千円)
上 記 以 外 の 者	1人につき5千円

## 3 対象となる者

激励金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者となります。

- 出場する本人
- 大会等の開催要領等で必要と認められ、参加申込書等に記載のある出場者以外の者
- 部活動顧問等で、児童生徒を引率する立場にある者

※団体(市内に活動の本拠を置く団体に限る。)として大会等に出場する場合の対象者数

は20人を限度とします。

#### 4 対象となる者の要件

次の要件を満たしている者が申請できます。

- ① 大会等の出場種目または参加種目を生業としている者または団体でないこと。
- ② 訴訟または法令順守上の問題を抱えている者または団体でないこと。
- ③ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められる者または団体であること。
- ④ 市税等を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団、暴力団員等に関与している者または団体でないこと。
- ⑥ 下表の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者または団体でないこと。

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって激励金の交付を受けたとき。	処分を発した日又は激励金を返還した日のいずれか遅い日から36月
激励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で激励金の交付の相手方として不相当であるとき。	処分を発した日又は激励金を返還した日のいずれか遅い日から8月

#### 5 交付申請時の提出資料

大会等が開催される日の15日前までに以下の書類を提出してください。

なお、個人として参加する場合は、その個人が激励金の交付を申請してください。

ただし、その個人が未成年者の場合は、その保護者が申請してください。

団体として参加する場合は、所属団体長が代表して激励金の交付を申請してください。

① 文化関係大会等出場激励金交付申請書(様式第1号)

② 添付資料

- ・大会等の開催要項
- ・大会等への出場に至った経緯の分かる書類(予選会等の開催要項、プログラム、予選結果等)
- ・大会等への出場が確認できる書類(大会申込書等)
- ・団体の場合は出場者名簿
- ・誓約書(別紙)

※必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

※提出いただいた申請書類は返却しませんので、控えをお取りください。

## **6 激励金の交付の回数など**

### **<回数>**

同一年度内において1回を限度とします。

ただし、大会等を経てさらに上位の大会等に出場する場合には、同一年度内2回まで交付を受けられます。

### **<制限>**

同一の大会等において複数の種目、団体および個人種目にそれぞれ出場する場合は、重複して交付しません。

同一の個人が出場者、指導者その他これに準ずる者またはマネージャーを兼任して出場する場合は、重複して交付しません。

## 激励金の交付が決定した後のお願い

### 1 変更等が生じる場合

以下の場合には文化関係大会等出場激励金変更報告書(様式第5号)を提出してください。

- ① 大会等が延期になったとき
- ② 大会等が中止になったとき
- ③ 大会等に出場できなくなったとき。ただし、申請者が団体であって出場者の一部が出場できなくなった場合でも交付決定額に変動が生じない場合は除きます。

#### <変更報告書の提出期限>

- ・大会等の延期または中止の通知を受けた日から起算して10日を経過した日まで。
- ・大会等に出場できなくなった日から起算して10日を経過した日まで。

### 2 実績報告

大会等が終了したときは、大会等の終了の日から起算して20日以内または令和3年3月31日のいずれか早い日までに以下の書類を提出してください。

- ① 文化関係大会等出場激励金実績報告書(様式第6号)
- ② 添付資料
  - ・国際大会、全国大会等の成績または内容が確認できるもの(賞状の写し等)
  - ・団体の場合は出場者名簿

### 3 その他

- ・激励金の交付を受けた事業について、広く市民の皆様へ知っていただくため、佐渡市のホームページ等で事業概要等を公開します。
- ・事業の成果等に関する資料の作成や情報提供、アンケート等にご協力いただく場合があります。